

ねこを捨てないで

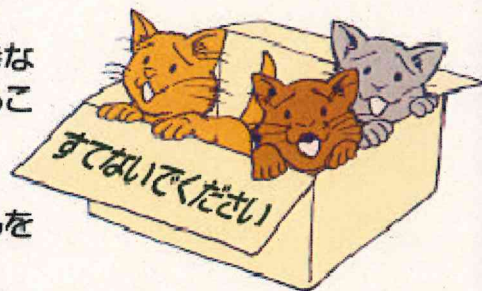
誰かが拾ってくれるだろうと安易な気持ちで、ねこを捨てないでください。

捨てられたねこは、飢えや病気、交通事故などで不幸な死をむかえるか、野良ねこになってみんなに迷惑をかけることとなります。

(動物を捨てることは、動物愛護法違反です!)

子ねこが生まれたら、責任をもって、新しい飼い主さんを探してください。

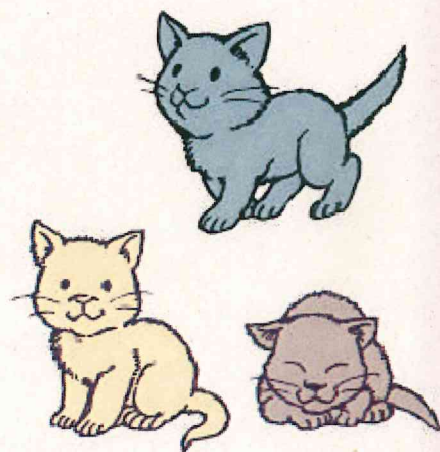
飼い始めたら、最後まで責任と愛情をもって飼ってください。



これからねこを飼いたい方へ

ねこは 10 年以上生きてくれます。飼う前に次のことを確認してみてください。

- ねこの生態、習性、病気などの必要な知識はありますか。
- 毎日の世話ができますか。
- 最後まで飼うことができますか。
- 旅行や外出が制限されることを覚悟できますか
- 予防接種、病気の時の治療費などの経費は大丈夫ですか。
- 繁殖を望まないときには、不妊去勢手術をできますか。
- 飼うことについて家族みんなが納得済みですか。
- ご近所に迷惑がかからないように飼えますか。
- 自分や家族が病気になったときはどうしますか。
- ねこが病気になったり高齢になったとき、介護をすることができますか。



野良ねこの餌やりについて (えさを与えるなら責任をもって!)

かわいそうな野良ねこにえさを与える優しい気持ちは、人間として大切なことだと思います。でも、えさやりによりねこの数が増え、ところかまわずふんをしたり、鳴き声、いたずらなどで、ご近所の方に迷惑がかかります。えさを与えるなら、餌や糞の始末など責任をもって行ない、周辺環境への配慮をしましょう。



人とねこが快適にくらすために

社会的集団を構成する犬と違って、祖先が単独生活をしていたねこをしつけることは非常に困難といわれています。ですから、人がねこの習性や生態などをよく理解し、うまくねこにあわせていくことが、ねこの快適な生活を送るためのコツです。今は本やインターネットなどで参考になる情報がたくさんありますので、それらを活用していろいろな角度から学んで頂いて、人にもねこにも快適な住み良い社会をつくっていきましょう。

島根県の動物愛護関係機関

島根県薬事衛生課 (0852 - 22 - 6487)

各保健所衛生指導課